

文部科学省「平成30年度夜間中学の設置推進・充実事業」委託研究Ⅰ

平成30年度

夜間中学の設置に係る検討会議報告書

平成31年3月

夜間中学の設置に係る検討会議



1 検討会議設置の趣旨

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に対し、義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に公立中学校に付設された学級である。

夜間中学は、戦後の最も多い時期の昭和30年ごろには、全国に80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた。

現在では、8都府県25市区に31校（平成30年度現在）の夜間中学が設置されている。現在の夜間中学は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っているところである。

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育の機会確保法」という）が施行され、教育の機会確保法第5条では、「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と、各地方公共団体が就学機会の提供等の措置を講ずることを求めている。

また、教育の機会確保法第14条では、「地方公共団体は、学齢期を超過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を超過した者をいう。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされており、義務教育を修了しないまま学齢期を超過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（以下「形式卒業者」という）の教育機会の提供のための機関として夜間中学を位置づけている。

さらに、教育の機会確保法第7条に示されている「基本指針」が平成29年3月に文部科学省において策定され、夜間中学等に関する事項として、

- ・全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、協議会の設置、広報活動を推進する。
- ・市町村立のみならず都道府県立も含めて夜間中学等の設置を促す。
- ・既設の夜間中学等における教育活動の充実を図る。
- ・自主的に行われている、いわゆる自主夜間中学についても地方公共団体による適切な措置を検討することを促す。
- ・対象者は、学齢を超過した義務教育未修了者や外国籍の者、また形式卒業者、さらには不登校学齢生徒等、幅広く検討することを求める。

が示されている。

平成29年3月31日に告示された中学校学習指導要領では、総則の「第4 生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導」の中で、学齢を超過した者への配慮として「夜間その他

の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。」と述べられている。

京都府の夜間中学の状況は、京都市に京都市立洛友中学校が設置されているが、京都市在住者が対象となっている。また、平成22年国勢調査における未就学者は、京都府（京都市を除く）で1,377人となっている。

以上のことを踏まえ、今年度、文部科学省の「夜間中学の設置推進・充実事業」委託研究事業を受けながら、検討会議を設置し、

- (1) 夜間中学の周知及び広報に係る事項
- (2) 夜間中学のニーズ調査に係る事項
- (3) 義務教育未修了者等の教育機会の確保等に係る事項
- (4) その他夜間中学の設置に関すること

の事項について、調査研究を進めることとした。

2 夜間中学の設置に係る検討会議について

(1) 検討会議設置要綱について

京都府教育委員会夜間中学の設置に係る検討会議設置要綱

(設置)

第1条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）を踏まえ、京都府における夜間中学の今後の方向性等必要な事項について調査研究を行うため、京都府教育委員会夜間中学の設置に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(調査研究事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、調査研究を行う。

- (1) 夜間中学の周知及び広報に係る事項
- (2) 夜間中学のニーズ調査に係る事項
- (3) 義務教育未修了者等の教育機会の確保等に係る事項
- (4) その他夜間中学の設置に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 京都市教育委員会代表、市町（組合）教育委員会代表、公立中学校長代表、府立学校長代表、府健康福祉部福祉・援護課代表、府教育庁指導部学校教育課代表

2 検討会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、京都府教育委員会教育長が別に定める。

附 則 この要綱は平成30年7月5日から施行する。

(2) 検討会議委員について

○委員長：水本 徳明（同志社女子大学教職課程センター特任教授、京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授）

○委員：加藤 みのり（京都市教育委員会指導部生徒指導課担当課長）

林口 泰之（宇治市教育委員会教育支援センター教育支援課副課長）

佐古 清（城陽市立西城陽中学校長）

畑 利忠（京都府立桃山高等学校長）

吉田 光男（京都府健康福祉部福祉・援護課生活・就労一体型支援担当課長）

山田 睦美（京都府教育庁指導部学校教育課担当課長）

※ 事務局：京都府教育庁指導部学校教育課

(3) 検討会議開催日時、場所について

第1回 平成30年8月2日（木）午前10時から正午まで 京都府庁旧本館資料室B

第2回 平成31年1月16日（水）午前10時から正午まで 京都府庁職員福利厚生センター第5会議室

第3回 平成31年3月5日（火）午前10時から正午まで 京都産業大学むすびわざ館302教室

3 検討会議における確認事項と協議内容

(1) 第1回検討会議

① 確認事項

ア 京都府教育委員会夜間中学の設置に係る検討会議設置要綱について

イ 委員長の選出

② 協議内容

ア 現状及び課題の把握について

(7) 夜間中学の現状

- ・戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。
- ・昭和30年ごろには、設置中学校数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、平成29年現在、8都府県25市区31校となっている。
- ・現在は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っている。
- ・全国の夜間中学在籍者は、1,687人（平成29年7月1日現在）で、その年齢層は幅広く15歳から60歳以上となっている。現在は、学齢期の生徒の在籍はない。

(1) 国の動向

- ・平成28年12月に教育の機会確保法が公布され、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供や、その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが示された。
- ・教育の機会確保法第7条をうけて、平成29年3月「基本指針」を文部科学省が策定し、夜間中学等に関する事項が示された。

(7) 京都府の状況

- ・京都市に京都市立洛友中学校1校があるが、京都市在住者が対象となっている。
- ・「未就学者」数（平成22年国勢調査）は、京都府（京都市を除く）1,377人である。

イ 夜間中学の周知・広報について、ニーズの把握について

(7) 調査研究のねらい

- ・夜間中学への理解及び夜間中学希望者への周知を図る効果的な方法、具体的な実施方法について検討し、周知・広報する。
- ・夜間中学の入学希望者のニーズを適切に把握するための有効な調査方法を検討し、実態把握につなげていく。

(1) 夜間中学に関するアンケート用紙（案）の内容や設置場所及び広報の仕方を検討

③ 主な意見等

- ・夜間中学の現状や国の動向、教育の機会確保法等のできた経緯など全体の流れを踏まえて検討を進めなければ方向性が明確にならないのではないかと。
- ・ニーズの調査とどんな仕組みの夜間中学を想定していくのかを考えることとを並行して検討していく必要がある。

(2) 第2回検討会議

① 協議内容

ア 現地調査を踏まえて課題等を整理、集約

「4 研修視察について」を参照

イ ニーズ調査を踏まえた教育機会の確保について

「5 夜間中学に関するアンケート」を参照

② 主な意見等

ア 研修視察について

- ・京都市立洛友中学校、大阪市立東生野中学校に参加した。生徒が高いモチベーションで一生懸命学んでいた。学びへの気持ちをしっかり持って授業に参加していることがすばらしい。想像していた以上に仕組みも整えて取り組まれていると感じた。具体的なことも非常に参考になった。
- ・建学の精神や授業に向かう姿勢がすごいと感じた。学校の周知に関しては口コミで知る人が多いと聞いて、知らせ方の方向性について考えさせられた。
- ・京都市立洛友中学校は、教育の機会確保法を受けて大変視察が多くなった。授業を参観された方は皆さん生徒の学び方が印象に残ったと言われる。研修の一環として参観した教員はこの姿を自校の生徒に伝えたいと話している。学校の周知をどのようにしていくかが難しい。
- ・夜間中学を卒業し、高等学校へ入学した生徒については、続けられるかどうかは日本語がポイントになると思う。中学校の段階での日本語指導は大事だと思う。
- ・生徒が意欲を持っており、職員も丁寧に指導されている。学びたい人の生きがいの場となり、夜間中学の必要性を感じた。生徒のほとんどが外国籍の人であり、日本語教育になっている。夜間中学の趣旨が外国籍の人の支援になっているように思う。
- ・ひとりひとりの学習機会を保障することの意味の大きさを感じた。個々の人間にとって学習する機会を保障することの意味を重く受け止めなければならないと感じた。
- ・日本語教育が課題になっており、形式卒業者も含めた授業展開を検討する必要がある。ニーズが増えれば授業編成がもっとできるのではないか。
- ・仮に夜間中学を設置するとすれば、どういう目的で夜間中学の中身を考えていくかしっかり検討する必要がある。日本語指導に重きをおく場合、学び直しに重きをおく場合あるいは形式卒業者に重きをおく場合などを踏まえてクラス編成をする、あるいは応募することを考えていくことがいろいろなニーズに応えられると思う。
- ・外国人労働者の件など、今後の10年後20年後を想定して、そこでのニーズというデザインの仕方を今していく必要があると考える。不登校が増えている状況や外国人労働者が増える状況でどういうふうな想定をしていくかについても考えていく必要がある。
- ・さまざまなニーズが考えられ、外国籍の人たちの権利保障が中心になっていくかもしれないが、法的な背景等も幅広く理解しておいたほうがよいのではないかと考える。日本国籍ではない義務教育を修了していない人の学習権の保障をどのような法的な背景を踏まえ、行政として考えていくのかを整理しておいた方がよいと考える。
- ・教職員の研修、初任者研修の中に、夜間中学についても触れることが有意義ではないか。

イ アンケートについて

- ・どのくらいニーズのあるところにアンケートが届いたか、必要な方がアンケートを目にすることができたか。そのあたりも含めて検討会議としてどう判断していくか。
- ・ニーズはあるが、このアンケートを取りに行けなかった人の声はわからず、気になるところである。
- ・回答が少ないという印象であるが、口コミにつながる働きかけは難しいものがある。アンケートに回答した人が核になって次へ伝えてもらうなどできたらと思う。
- ・配った結果の雰囲気も知りたい。府国際センターや認定フリースクール等聞けるところに聞いてみることも必要ではないか。
- ・形式卒業者について中学校の先生方の感触としてどれくらいニーズがありそうと考えられるのかということや外国籍の子どもを受け入れている学校で保護者とかその家族にどのようなニーズがありそうかなど、どれくらい届いていたかという感触があるとよい。
- ・間口をいくつか用意するような学び直しの機会を考えていくことが重要である。夜間中学の存在は大きく、15通といえども重く受け止める必要がある。
- ・さまざまな学習ニーズが見えてきた。委員の皆さんの共通する考えとしては、夜間中学の重要性はあるので積極的に考えるべきである。かなりのニーズの幅がありそうなので間口を広げて考えていくことがあげられるのではないかと。今回15通の回答で、地域的にもばらついていることを考えるとすぐに設置とするのは難しいと思う。
- ・多くの方の学習ニーズに応える京都モデルをつくっていくなど積極性をもって引き続き検討していく。

(3) 第3回検討会議

① 協議内容

ア 今年度のまとめ

イ 報告書の内容検討・作成

② 主な意見等

- ・ニーズ調査を行うことにより、夜間中学の周知をすることができた。
- ・研修視察の中で学ぶことに喜びを感じておられる姿や、ニーズ調査から学び直しがしたい、日本語の力をつけたいという思いなど、多様な個々のニーズを知ることができた。
- ・研修視察やニーズ調査の結果から検討した結果、直ちに夜間中学の設置を具体的に検討するに至るニーズを把握することはできなかったが、多様な個々のニーズに沿った学び直し等への対応は必要であり、引き続き適切な就学機会の提供等についての方法を検討していく必要がある。

4 研修視察について

(1) 視察先：京都市立洛友中学校

① 実施日時：平成30年11月1日（木） 16:00～18:30

② 参加者：水本委員長、加藤委員、林口委員、佐古委員、畑委員、吉田委員

（事務局：栗山課長、奥村総括指導主事、飛田指導主事）

③ 学校基本情報

・平成30年度応募の資格

*平成15年4月1日以前に生まれた人

*中学校を卒業していない人又は実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人（＝中学校の授業の大部分を欠席したまま中学校を卒業した人）

*京都市内に住んでいる人

*3年間学校に通える人

・開設は、平成19年4月1日（旧郁文中学校を引き継ぎ、新たに開校）

・不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項に基づく指定校

・教職員数 27人（昼間部・夜間部の総数）

・夜間部の校時は、1校時17:00～17:30、2校時17:30～18:15、給食18:15～18:45、3校時18:45～19:30、4校時19:35～20:20、学活20:20～20:40（1校時は、昼間部生徒との交流学習。火、金の1・2校時は昼間部・夜間部合同授業）

・生徒数 24人（昼間部は、19人）

平均年齢 61.8歳（10代2人、40代1人、50代5人、60代7人、70代8人、80代1人）

外国人生徒 70.8%（韓国・朝鮮58.3%、中国12.5%）

④ クラス編成（3クラス）、その他

・基本的に、生徒各々の日本語の習熟度によるクラス編成を行っている。

・不就学・小学校教育未修了である生徒も在籍する実態に対応するため、指導内容の範囲は、小学校1年～中学校3年までの9ヶ年にわたる。

・学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級には担任をおく。

・実技教科においては、昼夜間部約半数の生徒により学級編成。グループ学習・個別指導等の工夫を行って学力の充実を図っている。

・国語は、母国を中心としたクラス編成。国語科の教員・日本語指導教員・母語支援員が協力して、日本語の基礎（会話を含む）を中心とした指導から、中学校国語までの内容を行っている。

・数学は習熟の程度に合わせたクラス編成。

・全クラスの各授業には、ボランティアも学習支援にはいる。

・今年度は、課外3時間の日本語教室を開講する。

⑤ 質疑応答

○とらえきれていないニーズがあると感じておられるか。

- ・ニーズはたくさんある。知らないから学校に行けない状態。
- ・まわりの人にわかってもらうことが一番。聞き伝えで知ったり、子どもがネットで調べてくれて、登校できるようになった生徒もいる。
- ・マスコミの影響は大きい。(テレビで夜間中学について放送されているのを見て入学を希望した人もいる。)

○課題点や困っておられることはないか。

- ・生徒のニーズがひとりひとり違う中で、努力はしているが全ての人を満足させることができていない。
- ・昼間部、夜間部それぞれいろいろな状況がある中で、どれと一緒に活動するか、どれを別にするかが難しい。
- ・日本語がほとんどできない生徒が増えている。教科指導を進める上で、ことばの理解につなげるのが難しい。

○評価はどうされているのか。

- ・ひとりひとりに見合った問題を取り組む中で評価を進めているが、難しさもある。

○ボランティアの人たちの調整はどうされているのか。

- ・まじめな方が多く、熱心に長く勤務いただいている人もいる。生徒の出席状況のこともあるので、それも含めて調整している。
- ・何曜日に何人というふうに調整し、夜間部で割り振りをしている。
- ・母語支援員が不足している。

○生徒が通っている範囲は広いと思われるが通うのが困難で登校できない生徒はいるのか。

- ・通うのが困難で登校できない生徒はいない。

○スクールソーシャルワーカーが入って、福祉の支援とつないでいるのか。

- ・スクールソーシャルワーカーは入っていない。直接福祉事務所と連携している。

○昼間部、夜間部を一緒にやるのは難しいと思うが、その経緯は。

- ・郁文中学校(夜間部併設)の流れもあり、いろいろな議論はあったと思うが、不登校特例校の2校目として開設されることになった。

○教職員の勤務状況はどうか。

- ・12:10~20:40の勤務時間。45分の休憩。
- ・職員会議があるときは早く出勤。
- ・教員は、昼間部、夜間部両方の授業を受け持つ。

○教員の異動の実態、新しく転任された方への研修等はどうか。

- ・引き継ぎをしっかりと行っている。

○ボランティアの確保は、学校で行っているのか。

- ・教育委員会の生徒指導課が募集をして決定をしている。教員OBではなく今は学生中心である。

○PTAはあるのか。

- ・PTAはない。地域の方は、学校施設を使用したり、地域のお祭りを行ったり、地域とのつながりがあるのでありがたい。

(2) 視察先：大阪市立東生野中学校

① 実施日時：平成30年12月12日（水） 17:00～19:00

② 参加者：水本委員長、林口委員、佐古委員

（事務局：奥村総括指導主事、飛田指導主事）

③ 学校基本情報

- ・入学することができる人

- *義務教育の年齢（満15歳）を超えている人。

- *小・中学校を卒業していない人や、形式卒業者。

- *大阪市内（府内）に住んでいる人。

- *国籍は問わない。

- ・1997年4月1日大阪市立東生野中学校に夜間学級を開設

- ・校時は、短学活17:30～17:40、1校時17:40～18:20、2校時18:25～19:05、

- 休憩19:05～19:25、3校時19:25～20:05、4校時20:10～20:50

- ・生徒数は、104人。15歳～29歳1人、30歳代6人、40歳代5人、50歳代11人、60歳代21人、70歳代45人、80歳以上15人（5月1日現在）

- ・外国人生徒90.4%（韓国・朝鮮81.7%、中国5.8%、ブラジル・ベトナム1人）（5月1日現在）

④ クラス編成（5クラス）、その他

- ・クラス分け会議を数回持ち、国語の力をもとに5クラス編成。

- ・年間指導計画をもとに各教科とも、生徒の実態に即した教育内容を創造している。学期ごとに「教科指導内容」を作成し、それをもとに年度末「学習の記録」を作成し生徒に渡している。

- ・他校夜間学級との交流

- ・昼間部との交流（本校昼間部、他校中学生・高校生等）

- ・卒業後は、大阪府立桃谷高等学校Ⅲ部、大阪府立布施高等学校定時制に進学。また、識字教室などに通っている。

⑤ 質疑応答

○教科書を使用しているのか。

- ・教科書ではなく、学習状況に合わせた教員の手作り教材

○教材や宿題の取扱いはどうか。

- ・高齢者や仕事をしている人が多いので家庭学習ができず、宿題がだせない。

○一生懸命学んでいる様子がよくわかった。座席指定のルールはあるのか。

- ・背が高い、低い、エアコンの風がいやな人、トイレがちかい人等を考慮して席を決めて

いる。学期1度または月1度に席替えを実施するかどうかについて、担任が生徒と話し合いながら進めている。

○新入生のクラス分けについてはどのようにしているのか。

- ・新入生は仮のクラスからスタートする。体験入学は、3月末2日間とる予定（クラス分けの資料とする）。

○どういう経緯で生徒は来ているのか。

- ・ほとんどが口コミや紹介で来る人が多い。
- ・生野区では、広報誌に紹介してもらっている。また、手作りのポスターを作って配布している。

○学生ボランティアの数はどうか。

- ・今年は一人。高齢の方が5名で、10年くらいお世話になっている方もおられる。

○生徒は長い人で何年くらい在籍しているのか。

- ・最高9年。本来は6年だが、特別事情で在籍している人はいる。

○地域とのつながりやバックアップはどうなっているか。

- ・外国籍の人が多いため、イベントを行うことがある。年一度パレードもある。
- ・校区の小学校が出向いてくる。クラブ活動に参加する。

○クラブ活動の時間はどうか。

- ・16:00から17:00まで

○先生方の勤務時間はどうか。

- ・12:45から21:15まで
- ・会議等は昼間の時間に行っている。職員の打ち合わせは17:00から行っている。

○先生方の異動はどうか。

- ・最長で10年、その先生も昨年替わられた。高齢の方や再任用の方が多い。

○新しく来られた先生はたいへんなのではないかと。引き継ぎはどのようにされているのか。

- ・1日かけて引き継ぎを行っている。理科、社会は一人しかいないので、1対1の引き継ぎを丁寧に行っている。ベテランの先生方が多いので教材や指導法など持っておられる引き出しが多い。

○副教材等徴収するようなことがあるのか。

- ・生徒会費2000円（9月入学は1000円）。校外学習費についてはその都度徴収している。
- ・スポーツ安全共済として500円程度。就学援助費で補助してもらっていることがある。

○家庭連絡表や緊急連絡先の扱いはどうなっているのか。

- ・家族の電話番号等あったら教えてもらっている。
- ・一人暮らしが多い。何かあるときは、家族に連絡するようにしている。

○欠席連絡はしてもらっているか。

- ・必ずすることになっているが、できていないときもある。

○評価はどのようにしているか。

- ・文章表現で行っている。

○学校行事はどのようにしているか。

- ・極力昼の中学校と同じようなことをしている。
- ・日曜に遠足を行ったり、3年に1度修学旅行に行っている。

○修学旅行の行き先はどこか。

- ・福井県あわら温泉へ1泊2日で行っている。

○教育相談はどういう相談をされているのか。

- ・クラス分けについての相談をしていることが多い。主に学習面の相談である。
- ・入学してくる前の人間関係も含めてクラス分けのための相談。

○学期の区切りはどうか。

- ・3学期制。他の中学校と同じ。

○他の夜間中学との交流はどうか。

- ・4校の生徒を対象（希望者）に日曜日に理科、社会等フィールドワークを行っている。
- ・近畿夜間中学連合の取り組みとして、春は歓迎会、他に運動会、作品展があり、交流している。

○教育の機会確保法ができて夜間中学がかわることもあるかと思うが、今後かわることがあるのか。

- ・今は、卒業していない、十分な学習ができていない、15歳を超えている、大阪市に住んでいるが条件になっているが、今後、不登校生徒をどうしていくかについては教育委員会で検討している。

5 夜間中学に関するアンケート

(1) 調査の目的

教育の機会確保法の制定により、全ての地方公共団体が、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされたこと等を受け、本府における夜間中学の設置に係るニーズ等の現状を把握し、今後の夜間中学の在り方を検討するうえでの参考とする。

(2) 調査期間

平成30年10月25日から12月11日まで

(3) 調査の対象

京都府内に在住の府民（京都市を除く）

(4) 調査事項

① あなたが、夜間中学で学んでみたい理由は、何ですか。

ア 中学校を卒業していないから

6 今後へ向けて

これまでの研修視察により把握できた夜間中学の現状等やニーズ調査結果を踏まえ、本検討会議では今後の夜間中学設置等をめぐる状況や今後の方向性について以下に示す。

(1) 夜間中学設置等をめぐる状況について

平成22年国勢調査の結果、学齢を経過した者の中で、義務教育を修了していない者（未就学者）が少なくとも約12万8,000人いることが分かっており、そのうち京都府は、1,377人（京都市を除く）となっている。これには、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や「中学校を中退した者」の数は含まれていないため、義務教育未修了者は実際にはこれよりも多いと考えられる。

昨年に公表された「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」の結果をしてみると、小・中学校の不登校児童生徒数は、全国では144,031人となり、前年度と比較して10,348人増と大きく増えている。京都府内の公立小・中学校においても、2,519人と、前年度と比較して44人増加しており、千人当たりの不登校児童生徒数は、13.8人で、全国の平均と比べると若干低いものの、6年連続で増加している状況にあり、喫緊の課題であると考えている。

また、日本語学習を中心とした義務教育段階の学習を必要としている外国籍の者については、児童生徒だけでなく成人も多く、経済的・社会的自立を目指す外国籍の者の数も少なくないと考える。

そのような中、研修視察を通じて、学びへの気持ちをしっかり持って授業に参加している生徒の姿やニーズ調査による学び直しへの思いや日本語を学びたい気持ちなど多様な個々のニーズを知る中で、ひとりひとりの学習機会を保障することの意味の大きさを重く受け止めなければならないと感じているところである。

以上のような状況を踏まえると、潜在的には義務教育未修了者の学習の機会や、中学校既卒者の学び直しの機会、日本語を学ぶ機会等の必要性はあるのではないかと考える。

(2) 今後の方向性について

ニーズ調査の結果を踏まえて検討した結果、ニーズが多い地域を判断することは困難であり、直ちに夜間中学の設置を具体的に検討するに至るニーズを把握することはできなかった。しかしながら、研修視察を含め、今回の調査等を通じて知った多様な個々のニーズに沿った学び直し等への対応は必要であり、今後もニーズは変化することも考えられることから、国の動向も見据えながら、すでに夜間中学を設置している京都市や他の市町村、関係諸機関との連携も図り、引き続き適切な就学機会の提供等についての方法を検討していく必要がある。



